

空き家バンク物件を募集

佐世保市空き家バンクサイト「させば暮らし」では、賃貸や売買を考えている空き家の所有者からの登録を随時受け付けていますので、希望される方はどうぞご利用ください。登録物件の情報は市ホームページに公開し、空き家利用の申し込みに応じて利用希望者を紹介します。

登録するための条件

- 個人が所有する一戸建ての住宅・兼用住宅で、現在人が居住していないもの(空き家となる予定の建物も登録できます)

- 宅地建物取引業者へ仲介を依頼していないなど、市場に流通していない空き家

※利用希望者との交渉・契約等は当事者間で行ってください。市が関与することはありませんのでご了承ください。

※その他の条件など詳しくはホームページ(<http://sasebo-kurashi.jp/>)をご覧ください。お尋ねください。



◎都市政策課 ☎ 24-1111

生活にお困りの方への支援

佐世保市社会福祉協議会では、就労や家庭、健康、家計に関することなど生活上の問題で困っている人からの相談に応じ、本人の自立を目指した支援を行っていますので、ご利用ください。

住居確保給付金支給事業

離職などにより経済的に困窮し、住宅を喪失する恐れがある人へ家賃相当額を支給します。

対象 離職後2年以内で65歳未満の人

期間 原則3カ月

支給額 単身世帯⇒32,000円、2人世帯⇒38,000円、3～5人世帯⇒42,000円

※金額は上限額です。

学習支援事業

基礎学力の定着や学習意欲の向上、協調性・社会性の向上などを目指して個別学習やグループ学習を行います。

対象 中学1～3年生

※その他の条件など詳しくはお尋ねください。

◎佐世保市社会福祉協議会

相談窓口(自立相談支援機関)

受付時間 月～金曜 8時30分～17時15分

☎ 23-0265 (直通)

長崎県知事選挙の投票を

長崎県知事選挙が次の日程で行われます。投票所整理券は告示日(1月18日)前後に発送しますので、忘れず投票に行きましょう。なお、期日前投票を行う場合は、投票所整理券裏面の期日前投票宣誓書を記入の上、期日前投票期間中に投票所に持参してください。

※期日前投票の開設場所など、詳しくは投票所整理券やチラシ、市ホームページをご覧ください。

日程 2月4日(日) ※宇久地域は2月3日(土)。

投票所整理券裏面(期日前投票宣誓書)



◎選挙管理委員会事務局 ☎ 24-1111

マイナンバーカード交付のための臨時窓口

平日に来庁できない人などのため、次の日程でマイナンバー交付用の臨時窓口を設置しますので、どうぞご利用ください。

マイナンバーカード交付

日程 1月28日(日) 9時～13時

場所 市役所1階・戸籍住民窓口課

受け取りができる人

交付通知書が届いている人で、交付場所が「市役所 戸籍住民(窓口)課」となっている人

※交付場所が上記以外の人、当日に本人確認と暗証番号設定等の手続きだけを行い、マイナンバーカードは後日、本人限定受取郵便で送付します。

受け取りに必要なもの

交付通知書、通知カード、運転免許証などの本人確認書類、住民基本台帳カード(持っている人だけ)

※健康保険証や年金手帳など顔写真のない身分証は2点以上必要です。また、本人確認書類は住所・氏名が最新のものが必須です。

マイナンバーカード Web 申請のサポート

当日は、事前の写真準備が不要の Web 申請サポートを行います。本人確認書類と通知カードを持参してください。

◎戸籍住民窓口課 ☎ 24-1111

相浦地区複合施設(仮称)が新築オープン

5月から供用開始します



現在、長崎県立大学前(川下町)に整備中の「相浦地区複合施設(仮称)」を5月から供用開始します。当施設は従来の相浦支所・地区公民館機能の他に、700人を収容できる多目的ホールなどを整備しています。

施設概要

- [1階] 支所、公民館事務室、図書室、多目的ホールなど
- [2階] 講座室(7室)、和室、調理実習室、工芸室、体育室(豊)

定期利用団体等(前期)申込説明会

5月からの供用開始に伴い、施設の概要や定期利用団体等の申込方法などについて説明します。

日程 ①1月11日(木) 19時～

②1月12日(金) 13時30分～

場所 相浦地区公民館(新田町)

申込 1月11日(木)～26日(金)の平日に相浦地区公民館へ

※詳しくはお尋ねください。

◎相浦地区公民館 ☎ 47-5775

「ふたばの陽」のご利用を



「ふたばの陽」は、精神疾患の当事者とボランティアが自身の経験や悩みを共有できるなど、癒しの場を提供する民間のグループです。誰でも参加できる例会活動のほか、民間の病院や学校などで精神疾患に対する正しい知識と理解の普及啓発活動なども行っています。皆さんも気軽に参加してみませんか。

例会

日程 毎月第3土曜 13時30分～

場所 福祉活動プラザ(栄町)

内容 テーマに沿った意見交換など

料金 50円 申込 事前に障がい福祉課へ

心の健康づくりフェスティバルへの参加

「当事者からのメッセージ」として地域の方へ発表したり、手作りの品物をバザーで販売したりします。

日程 2月24日(土) 11時

場所 アルカス SASEBO

※詳しくはお尋ねください。

◎障がい福祉課 ☎ 24-1111

周囲の人の理解と協力が大切 高次脳機能障害

高次脳機能障害は、脳の病気や事故の後遺症としてみられる障がい、それまで生活の中でできていたことができなくなり、生活しづらくなります。また、外見からは症状が分かりにくい「見えない障がい」ともいわれています。

主な症状

- ・記憶障害(言われたことをすぐに忘れるなど)
- ・注意障害(気が散りやすい、集中力が続かないなど)
- ・社会的行動障害(感情のコントロールができないなど)

周囲の人の理解と協力が大切

障がいによって日常生活や対人関係、仕事などがうまくいかず自信をなくし、気持ちが不安になったり、混乱したりしていることを周囲の人が理解し、次のことを心掛けましょう。

- ・できないことよりもできることを見つける
- ・本人のこれまでの生活や考え方を尊重する
- ・医療機関や専門機関で相談し、焦らず生活の中でリハビリテーションを行う

福祉サービスを利用できる場合があります

後遺症の症状によっては、障害者手帳を取得してさまざまな福祉サービスが受けられます。原因や年齢によっては介護保険サービスが受けられます。窓口でご相談ください。

◎障がい福祉課 ☎ 24-1111

◎県高次脳機能障害支援センター ☎ 095-844-5515